

中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条 （略） ２ （略）	（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第３条 （略） ２ （略） <u>３ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>４ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>

附 則
この条例は、令和６年４月１日から施行する。